

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第24号**

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料			
		金額						金額			
		非課税とされる る占有		非課税とされる る占有以外の 占有				非課税とされる る占有		非課税とされる る占有以外の 占有	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
略				略							
道路	略			道路	略						
法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。 ）第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	幕 （ 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も	略		法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。 ）第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	幕 （ 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も	略					

	の を 除 く 。 )	略			
政令第7条第2号に掲げる工作物	占 用 面 積 1平	1,100 円	950円	1,155 円	997円
政令第7条第3号に掲げる施設	方 メ ー ト ル に つ き 1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1平 方 メ ー ト ル に つ き 1月	200円	100円	210円	105円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第8号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第9号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第	略	略			

	の を 除 く 。 )	略			
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1平 方 メ ー ト ル に つ き 1月	200円	100円	210円	105円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第6号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第7号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第	略	略			

<u>11号</u> に掲 げる 応急 仮設 建築 物		<u>9号</u> に掲 げる 応急 仮設 建築 物	
政令 <u>第7条</u> <u>第12号</u> に掲 げる器具		政令 <u>第7条</u> <u>第10号</u> に掲 げる器具	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。